

○江田島市やすらぎ交流農園設置及び管理条例

平成16年11月1日

条例第141号

改正 平成18年6月23日条例第38号

平成26年2月28日条例第7号

令和元年6月25日条例第13号

(設置)

第1条 都市住民にやすらぎと潤いの場を提供するとともに、自然豊かな農村空間を活用した魅力ある地域づくりを実現するため、江田島市やすらぎ交流農園（以下「やすらぎ農園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 やすらぎ農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	
・ラウベ（小屋）付き農園	江田島市沖美町 是長	1437番地，1434番地， 1436番地，1437番地 2
・その他これらと一体となす周辺施設		1377番地1，1377番地3， 1376番地2，1397番地2

(事業)

第3条 やすらぎ農園の施設においては、自然と農業に親しむ場を提供するとともに、都市農村交流に関連する事業を行う。

(管理)

第4条 やすらぎ農園の施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(利用の許可)

第5条 やすらぎ農園の施設を利用しようとする者（以下「利用者」

という。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
利用者が許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

(利用条件)

第6条 市長は、利用者に対し、利用目的、範囲、期間その他管理上必要な条件を付し、又は指示することができる。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 公益を害し、又は公の秩序・風俗を乱す行為をしないこと。
- (3) 施設及び設備を破損し、又は損傷する行為をしないこと。
- (4) 施設の設置目的に反するような利用、その他管理運営上支障があると認められる行為をしないこと。

(許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 利用の条件又は指示に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかの規定に該当したとき。

(損害賠償)

第9条 利用者は、施設若しくは器具その他工作物を損傷・汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(使用料の納付等)

第10条 利用者は、別表に定めるところに従い、施設の利用に係る料金(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがで

きる。

(1) 天災その他利用者の責めに帰さない事由により，利用することができなくなった場合

(2) 前号に掲げるもののほか，市長が特別の理由があると認めた場合

(使用料の額)

第 1 1 条 使用料の額は，別表に定める。

(指定管理者による管理)

第 1 2 条 市長は第 1 条に規定する目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは，指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により，施設の管理を指定管理者が行う場合にあっては，第 5 条，第 6 条及び第 8 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と，第 1 0 条，第 1 1 条及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 1 2 条の 2 指定管理者が行う業務は次のとおりとする。ただし，市長が処理すべき業務を除く。

(1) 施設の利用調整に関する業務（ただし，農園を除く。）

(2) 第 3 条の事業の実施に関する業務

(3) 施設の維持管理及び修繕に関する業務

(4) 利用料金の収受に関する業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 1 2 条の 3 指定管理者は，法令，この条例，この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第 1 2 条の 4 利用料金は，指定管理者にその収入として収受させ

るものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の沖美やすらぎ交流農園設置及び管理に関する条例(平成14年沖美町条例第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年6月23日条例第38号)

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成26年2月28日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江田島市立学校施設使用条例、江田島市公民館設置及び管理条例、江田島市教育集会所設置及び管理条例、大柿自然環境体験学習交流館設置及び管理条例、江田島市体育施設設置及び管理条例、江田島市スポーツセンター設置及び管理条例、江田島市江田島コミュニティセンター設置及び管理条例、江田島市江南ふれあいセンター設置及び管理条例、江田島市沖美ふれあいセンター設置及び管理条例、江田島市集会所設置及び管理条例、江田島市コミュニティホーム設置及び管理条例、江田島市児童公園設置及び管理条例、江田島市児童館設置及び管理条例、江田島市老人集会所等設置及び管理条例、江田島市老人福祉センター設置及び管理条例、江田島市隣保館設置及び管理条例、江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、江田島市農業振興関係

施設設置及び管理条例，江田島市やすらぎ交流農園設置及び管理条例，江田島市交流促進センター設置及び管理条例，江田島市地域産物展示販売施設設置及び管理条例，江田島市立公園設置及び管理条例，江田島市森林公園設置及び管理条例，江田島市漁業者研修施設設置及び管理条例，江田島市子育て支援センター設置及び管理条例及び江田島市国民宿舎能美海上ロッジ設置及び管理条例の規定は，この条例の施行の日以後の利用に係る使用料（使用料金及び手数料を含む。以下同じ。）について適用し，同日前の利用に係る使用料については，なお従前の例による。

附 則（令和元年6月25日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は，令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江田島市立学校施設使用条例，江田島市公民館設置及び管理条例，大柿自然環境体験学習交流館設置及び管理条例，江田島市体育施設設置及び管理条例，江田島市スポーツセンター設置及び管理条例，江田島市江田島コミュニティセンター設置及び管理条例，江田島市江南ふれあいセンター設置及び管理条例，江田島市沖美ふれあいセンター設置及び管理条例，江田島市集会所設置及び管理条例，江田島市コミュニティホーム設置及び管理条例，江田島市児童公園設置及び管理条例，江田島市児童館設置及び管理条例，江田島市老人集会所等設置及び管理条例，江田島市老人福祉センター設置及び管理条例，江田島市隣保館設置及び管理条例，江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例，江田島市立墓地設置及び管理条例，江田島市山村振興等農林漁業施設設置及び管理条例，江田島市水産交流施設設置及び管理条例，江田島市農業振興関係施設設置及び管理条例，江田島市やすらぎ交流農園設置及び管理条例，江田島市地域産物展示販売施設設置及び管理条例，江田島市立公園設置及び管理条例，江田

島市森林公園設置及び管理条例，江田島市漁業者研修施設設置及び管理条例，江田島市子育て世代包括支援センター設置及び管理条例，江田島市沖美町畑地かんがい施設設置及び管理条例，江田島市旅客船設置及び管理条例及び江田島市市民センター等設置及び管理条例の規定は，この条例の施行の日以後の利用に係る使用料等（使用料金，利用料金及び手数料を含む。以下同じ）について適用し，同日前の利用に係る使用料等については，なお従前の例による。

別表（第11条関係）

名称	単位	使用料	備考
ラウベ（小屋）付き農園	1年間	308,000円	消費税を含む。
農機具	1回	1,100円以内	消費税を含む。